

静岡県告示第40号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月22日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「しずおか焼津信用金庫西焼津支店」を「しずおか焼津信用金庫大住支店西焼津出張所」に改める。

2の(2)のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「スルガ銀行たまプラーザ支店」を削る。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社たまプラーザ支店の項を削る。

2の(3)のエの表中「しずおか焼津信用金庫西焼津支店」を「しずおか焼津信用金庫大住支店西焼津出張所」に改める。

附 則

この告示は、令和3年1月25日から施行する。